

徳島県における石綿含有建材を有する建築物解体等工事に係る連携実施要領

本要領は、徳島県下において実施される石綿含有建材が使用されている建築物等の解体等作業（以下「解体工事等」という。）により、作業現場の労働者及びその周辺地域住民の石綿（アスベスト）粉じんばく露を防止するため、徳島労働局（以下「局」という。）が、徳島県（以下「県」という。）、徳島市（以下「市」という。）と互いの情報を共有するため、次のとおりその要領を定める。

1. 情報提供について

当面の間、局・各労働基準監督署（以下「署」という。）、県、市に提出された解体工事等の届出等については、次のとおり情報提供を行う（【 】内は情報提供を担当する部署を表す）。

(1) 情報提供の対象とする届出等

①局・署が所掌する届出【労働局／労働基準部安全衛生課】

(ア) 安全衛生法第88条第4項（石綿除去）に基づく計画届

(イ) 石綿障害予防規則第5条に基づく作業届

②県が所掌する届出等

(ア) 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（以下「建設リサイクル法」という。）に基づく解体工事等の内、石綿等（アスベスト）が付着又は含有される解体等の届

【県／県土整備部建設管理課、東部県土整備局（徳島庁舎・鳴門庁舎・吉野川庁舎）、南部総合県民局（阿南庁舎）、西部総合県民局（美馬庁舎・三好庁舎）】（ただし、徳島市所掌分を除く。）

(イ) 大気汚染防止法第18条の15に基づく届出書

【県／県民環境部環境総局環境管理課、南部総合県民局、西部総合県民局】

(ウ) 解体工事業登録《新規分》【県／県土整備部建設管理課】

③市が所掌する届出等

建設リサイクル法に基づく解体工事等の内、石綿等（アスベスト）が付着又は含有される解体等の届【市／都市整備部建築課】

④民間建築物調査結果《新規分》

【県／県土整備部建築開発指導課、市／都市整備部建築課】

県及び市が実施した「民間建築物における吹き付けアスベストに関する調査」の結果、石綿等（アスベスト）の付着又は含有が確認されたもの。

(2) 情報提供の方法について

局、県及び市の各情報提供担当部署は、事業者から入手した上記（1）の情報について内容を確認した後、次により提供する。

㉞ (1)①に係る情報については「別紙1」による。

㉟ (1)②の(ア)及び(1)③に係る情報については「別紙2」による。

㊱ (1)②の(イ)に係る情報については「別紙3」による。

㊦ (1)②の(ウ)に係る情報については「別紙4」による。

㊧ (1)④に係る情報については「別紙5」による。

2. 個人情報の管理について

(1) 提供された個人情報については、石綿による健康障害を予防するため、作業方法・作業環境・関係施設等の改善及び健康管理その他必要な措置を講ずるために限定して利用するものとする。

(2) 解体工事等に関する届に記載された個人情報については、情報提供元及び情報提供先双方で記録を残し、目的外に利用しないよう適正に管理する。

3. 合同調査等について

(1) 局・署、県及び、市は必要に応じ、解体工事等に関して合同で立ち入り調査を実施する。

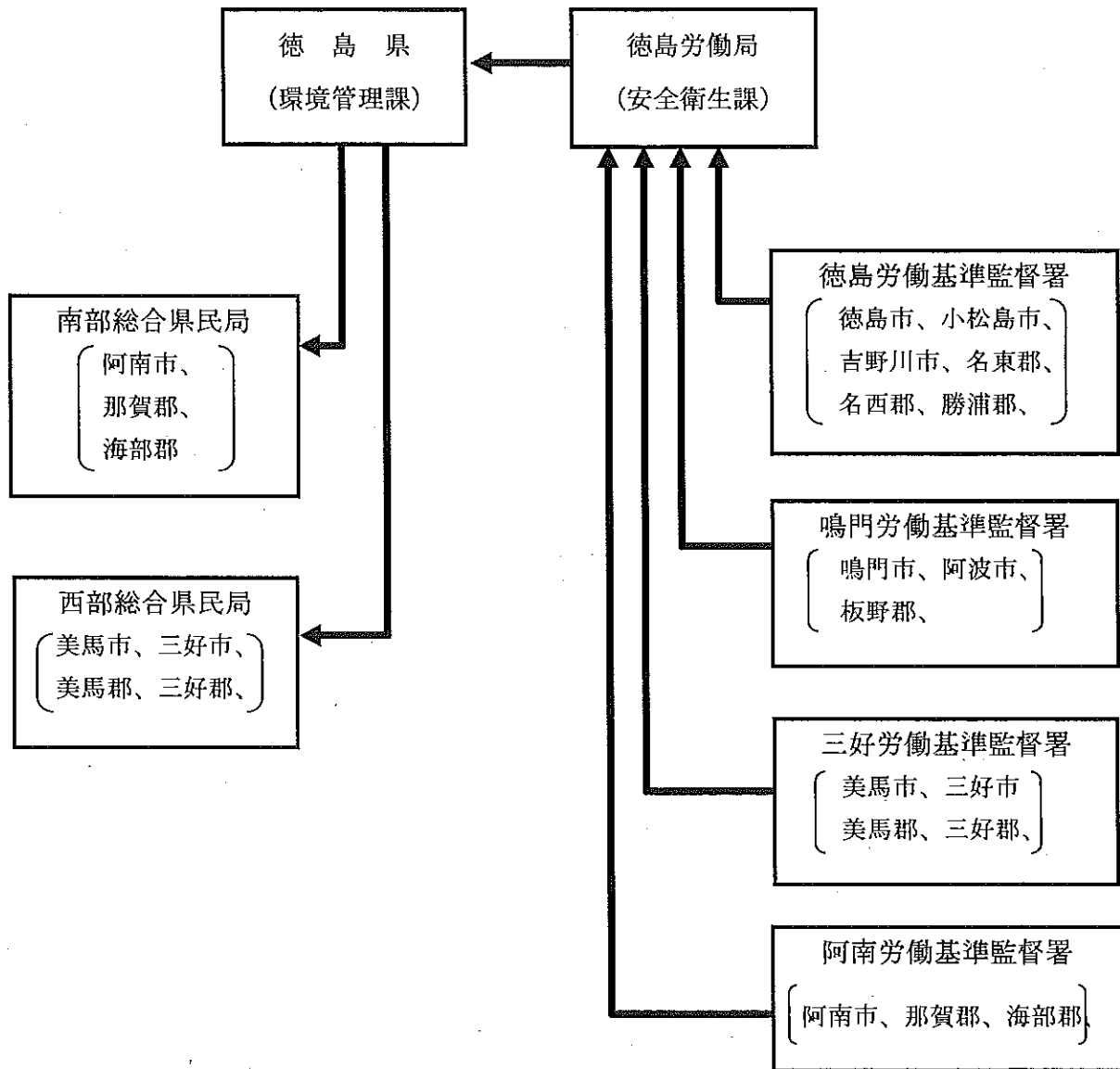
(2) 本要領に関し、必要が生じた場合は、相互協議を実施する。

4. 施行日について

本要領は、平成22年9月1日から施行する。

別紙 1

安全衛生法第 88 条第 4 項（石綿除去）に基づく計画届
及び石綿障害予防規則第 5 条に基づく作業届情報

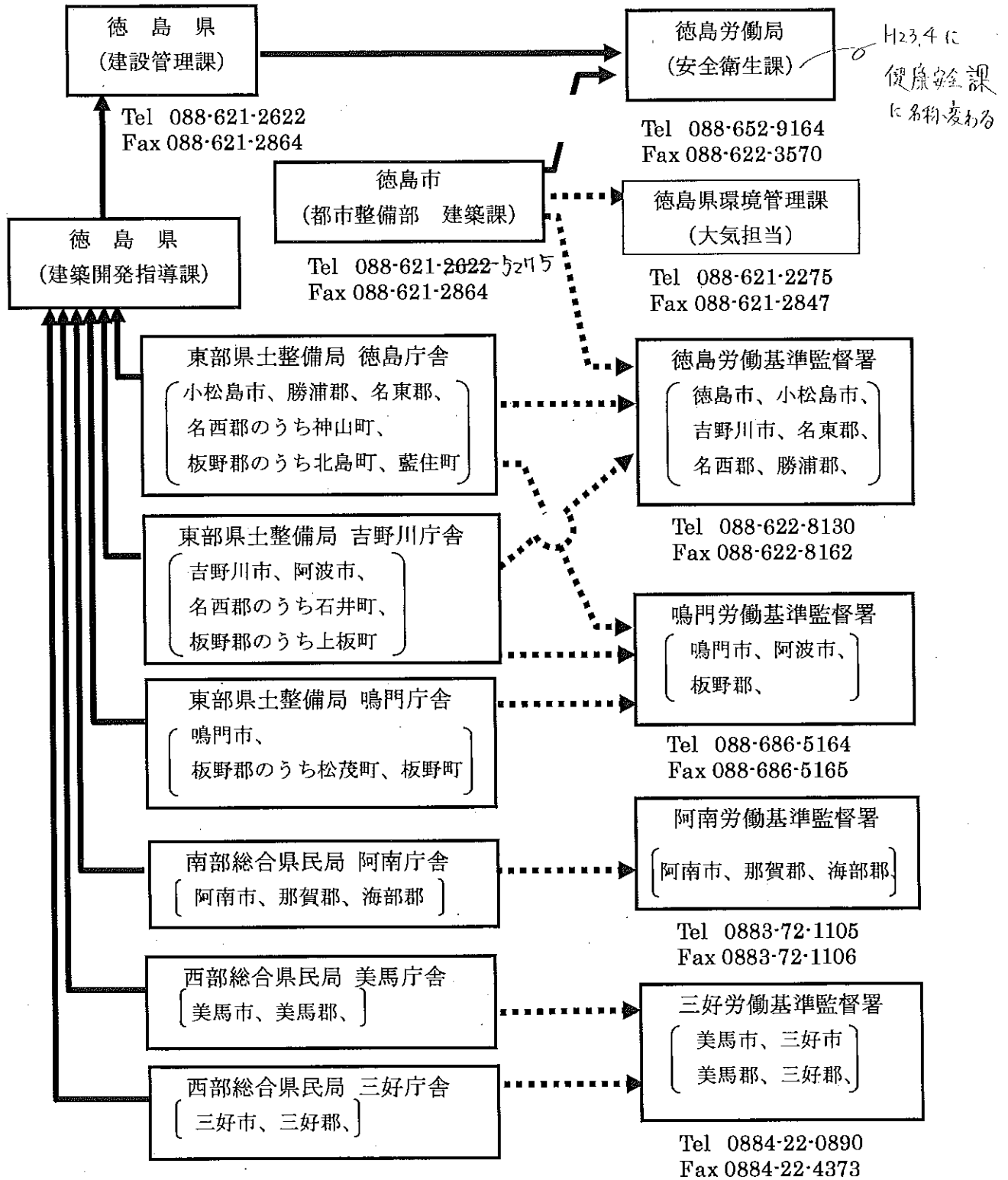


※1 () 内は管轄区域。

※2 情報は工期に留意の上、速やかに送付する。

別紙2

建設リサイクル法に基づく解体等工事のうち、
石綿等（アスベスト）が付着又は含有される届



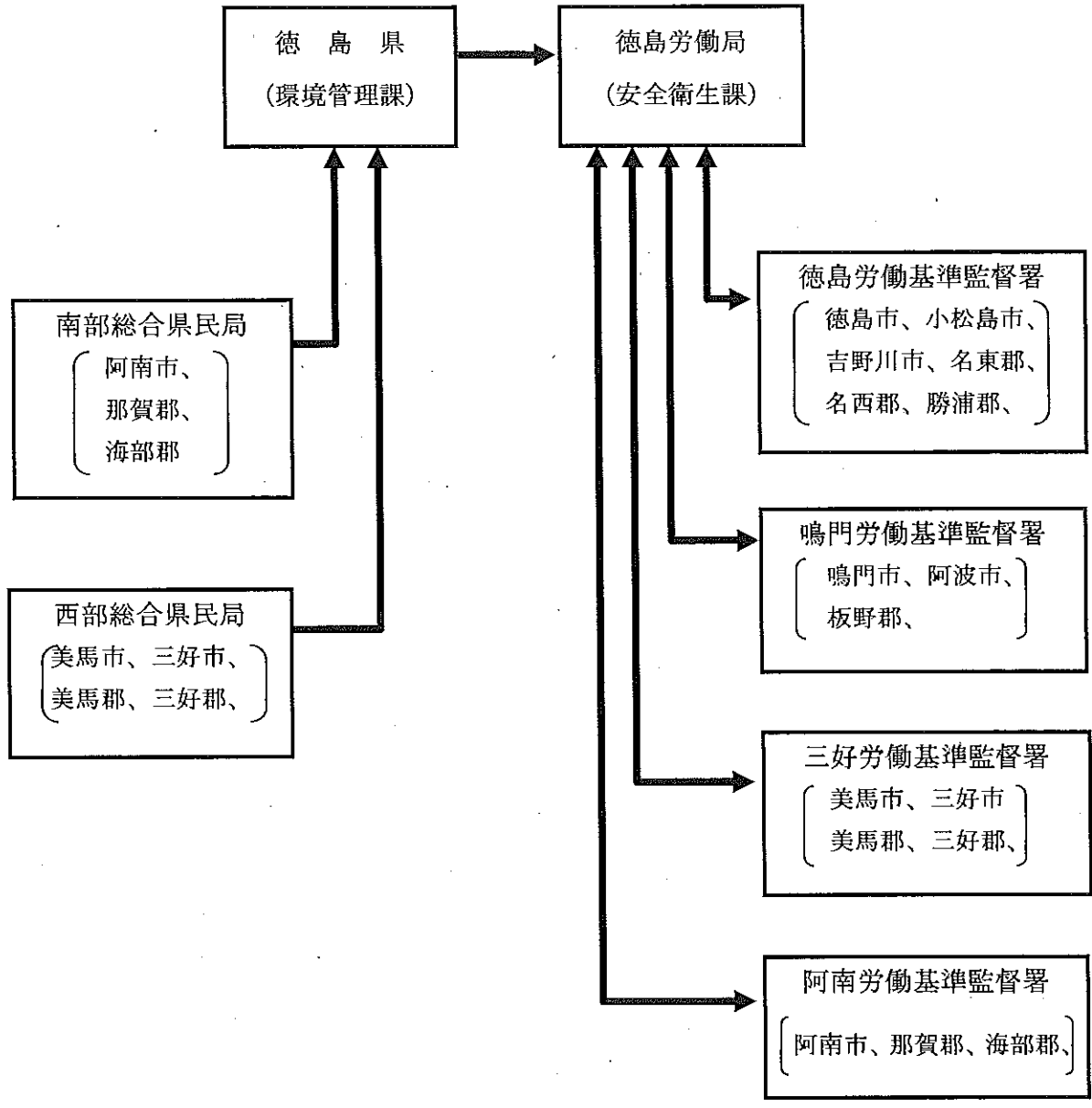
※1 [] 内は、管轄区域。

※2▶ は、解体工事届出書及び別表(1～3のうち該当するもの)の写し等を速やかに送付する。

※3 —▶ は、※2を取りまとめ、情報提供する。

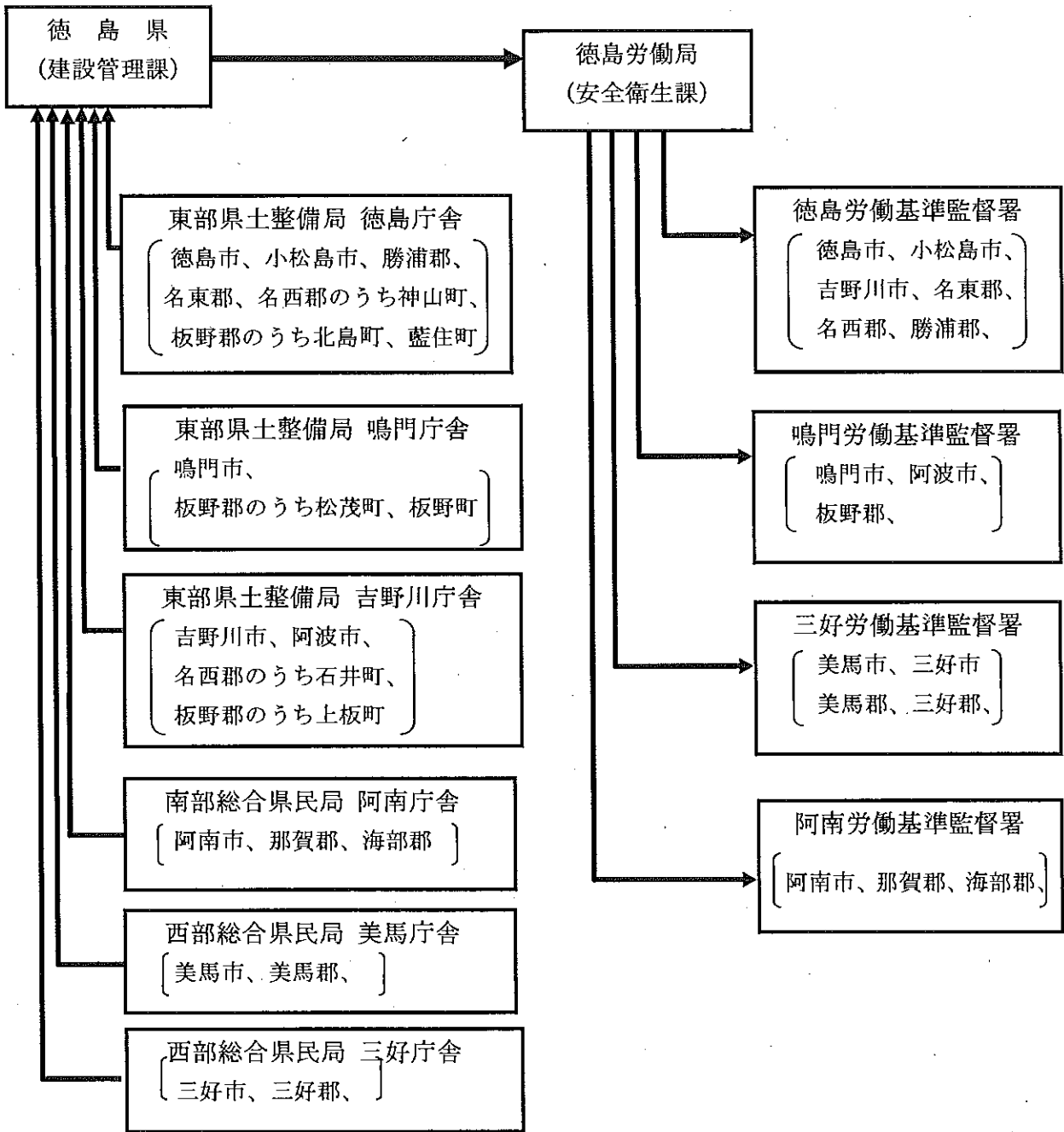
別紙 3

大気汚染防止法に基づく届出情報



※ [] 内は管轄区域。

解体工事業登録情報《新規分》



※〔 〕内は管轄区域。

別紙 5

「民間建築物における吹き付けアスベストに関する調査結果情報」のうち、石綿等（アスベスト）の付着又は含有が確認されたもの

